明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○文化財保護法の一部を改正する法律（二二）　三

〔政　令〕
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（一四六）　六
○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四七）　七
○麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（一四八）　八

〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三二）　一〇
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業四四）　一〇

〔規　則〕
○労働委員会規則の一部を改正する規則（中央労働委二）　一〇

〔告　示〕
○個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件（総務一六四）　一三
○経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件（総務・経済産業一）　一六
○経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件（同二）　一三
○平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）　一三
○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一〇五）　一四
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通三八四）　一五
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同三八五）　一五
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（同三八六）　一六

〔官庁報告〕
国家試験
令和二年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一七

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
日本郵政共済組合定款の一部変更関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇文化財保護法の一部を改正する法律（法律第二二号）（文部科学省）

1　登録無形文化財

(一)　無形文化財の登録等

(1)　文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることとした。（第七六条の七第一項関係）

(2)　文部科学大臣は、(1)の登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならないこととした。（第七六条の七第三項関係）

(二)　保持者の氏名変更等

登録無形文化財の保持者が氏名を変更したとき等は、保持者等は、その事由の生じた日から二〇日以内に文化庁長官に届け出なければならないこととした。（第七六条の九関係）

(三)　登録無形文化財の保存及び公開

(1)　文化庁長官は、登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成等の適当な措置を執ることができることとし、国は、保持者等に対し、その保存に要する経費を補助することができることとした。（第七六条の一〇第一項関係）

(2)　文化庁長官は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関して、登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができるものとし、国は、その公開に要する経費を補助することができることとした。（第七六条の一一関係）